

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			出勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の数が基 準を満たない 場合 又は 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が未 整備である場合	再生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活情報向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合	
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (465 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (577 単位)												
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (437 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (543 単位)												
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (543 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (660 単位)												
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (512 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (636 単位)												
ハ 療養費加算 (1日につき 2単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
ホ サービス提供体制強化 加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 80/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)												

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目